

『史跡興道寺廃寺跡整備基本構想』概要版 - 1

1. 整備基本構想策定の概要

令和2年(2020)3月に策定した『史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書』(以下、『保存活用計画』という)に基づいて興道寺廃寺跡の整備を進めていくため、「史跡興道寺廃寺跡整備基本構想策定委員会」を設置し、令和2年度(2020)に本構想を策定した。

【計画の対象範囲】

本計画では、史跡指定範囲に加え、『保存活用計画』で示した「将来的な保護活用の範囲」を計画の対象とする。

また、興道寺廃寺跡に関連する文化財等も、興道寺廃寺跡と一体的な活用が図れるよう、史跡周辺地域として本構想にて検討する。

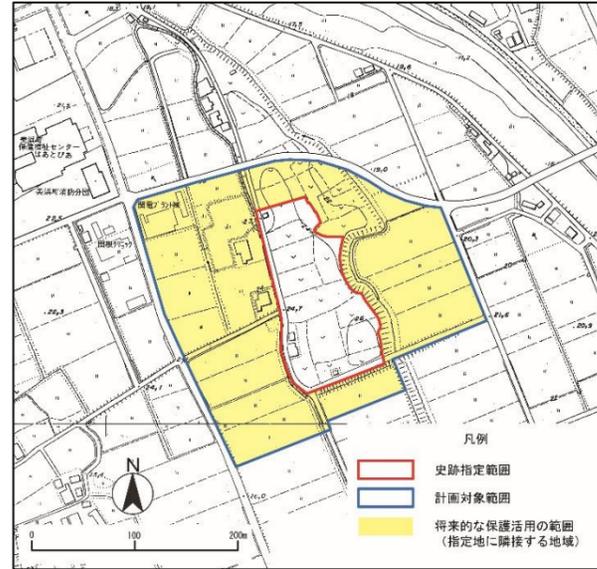


図1 整備基本構想の対象範囲

2. 整備の基本理念と基本方針

【基本理念】

歴史の積み重ねを感じる耳別氏のふるさと「興道寺廃寺跡」
～いにしえの人々が育んだものを未来につなぐ整備を目指して～

【基本方針】

(1) 史跡の実態解明と本質的価値の適切な保存と公開活用

- ・興道寺廃寺跡の発掘調査の実施とその成果の整備への反映
- ・興道寺廃寺跡の遺構の適切な保存と次世代への継承
- ・公有化に向けての協議・調整の推進
- ・新時代に対応した積極的な情報発信

(2) 史跡の価値の顕在化と情報発信

- ・古代寺院の威容や景観を想像できる整備
- ・古代寺院の存在を身近に感じれるような整備
- ・興道寺廃寺跡の伽藍配置を体感できる動線の設定
- ・新時代に対応した積極的な情報発信

(3) 地域住民や来訪者が安全で快適に利用できる環境の整備

- ・史跡を活用しやすいよう休憩施設や便益施設を整備
- ・バリアフリーや多言語等に対応した整備

(4) 史跡に触れる多様な機会の創出

- ・地域住民との協働・連携による整備推進
- ・地域シンボルとして、学校ならびに社会教育、観光、まちづくりに活用できる整備
- ・集いの場、交流の場、憩いの場としての継続的活用

(5) 周辺の関連遺跡や文化施設、観光施設との一体的な整備

- ・地域の歴史文化について広く情報発信できる機会の創出

3. 全体整備構想

【史跡指定地エリア】

① 寺域中心ゾーン

- ・興道寺廃寺の中心伽藍域や寺域の南側にあたるゾーン
- ・検出した遺構の復元展示や平面表示、案内・解説板等の設置、修景整備、園路整備の実施

② 寺域北方ゾーン

- ・興道寺廃寺の寺域北方で、雑舎群や工房施設と考えられる遺構が分布するゾーン
- ・検出した遺構の表示・展示や、園路整備、修景整備、イベント等で活用できるよう広場整備の実施

③ 多目的活用ゾーン

- ・興道寺廃寺の創建期から再建期にあたる遺構がほとんど検出されなかったゾーン
- ・土地利用の点から歴史の重層性が体感できるような整備、案内・解説施設の整備や園路整備、便益・管理施設の整備を検討

④ 環境保全ゾーン

- ・史跡指定地内で町道や宅地の部分にあたるゾーン
- ・遺構の適切な保存管理が図られるよう関係者と調整
- ・便益・管理施設の整備の実施

【史跡指定地周辺エリア】

① 保存活用ゾーン

- ・史跡隣接地で追加指定の可能性があるゾーン
- ・発掘調査で検出した遺構の適切な保護を図り、必要に応じて追加指定を検討
- ・便益・管理施設の整備の検討

② 周辺環境ゾーン

- ・史跡指定地周辺にある文化施設や美浜町内にある関連文化財等が所在するゾーン
- ・自動車等で関連文化財等を周遊できる範囲を自動車等周遊ゾーン、自転車で周遊できる範囲をサイクリング周遊ゾーンとし、ネットワーク動線等の整備を推進

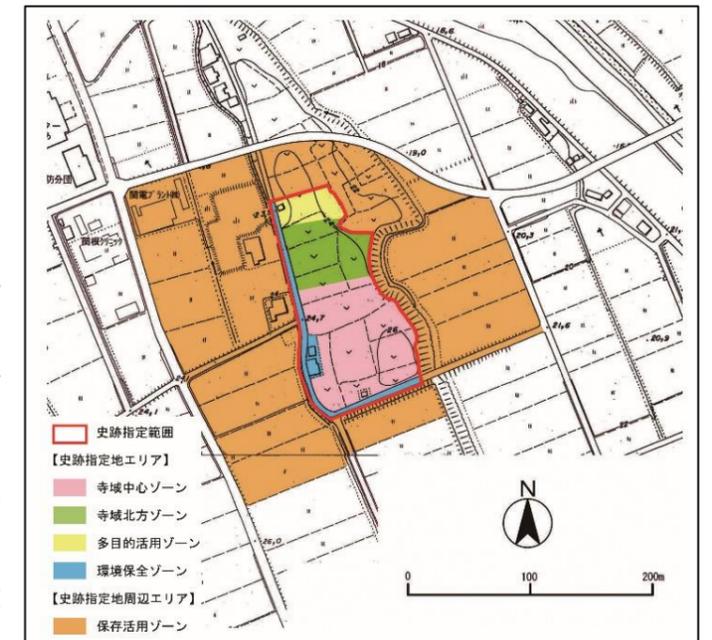


図2 史跡指定地周辺のゾーニング

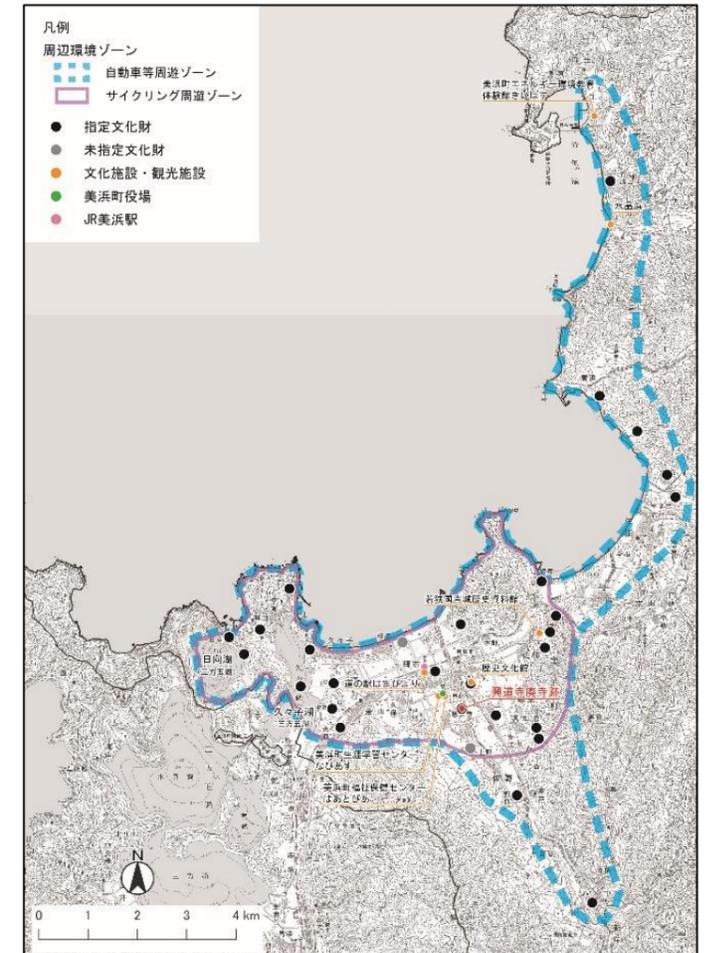


図3 周辺環境ゾーンのゾーニング

『史跡興道寺廃寺跡整備基本構想』概要版 - 2

4. 各整備の方針

【調査・研究】

- 伽藍域や寺域を画する施設の位置等の解明に向けた発掘調査の実施
- 環境保全ゾーンや保存活用ゾーンの発掘調査の実施
- ※保存活用ゾーンにて史跡の本質的価値に準じる遺構が確認できた場合は、追加指定を目指す。

【遺構保存】

- 地上および地下遺構の現状保存に向けた保護盛土の実施
- 造成面の適切な排水勾配の確保と、各ゾーンの境界および史跡指定地外縁部の町道排水への流末の設定
- 公有化に向けて継続的な協議・調整の実施



図4 整備イメージ

【初期整備と整備基本計画等の策定】

- 本整備に先行した仮設の遺構表示の実施（簡易的な説明板や案内板、屋外パンフレットボックスの仮設など）
- 条件（公有化率7～8割程度の達成等）が整った段階での速やかな整備基本計画等の策定

【復旧（修復）】

- 史跡指定地東側の段丘崖の法面において災害等で土砂崩れなどが発生した場合の復旧対応に関する協議の推進

【遺構表現】

- 主たる遺構表現の対象時期を再建期（8世紀後半）とし、当該時期の遺構の立体表示（基壇、掘立柱建物跡の立体表示、寺域の植栽表現）
- 史跡の本質的価値でもある寺院の変遷過程の表現
- ※創建期（7世紀後葉）の遺構の平面表示（基壇、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、溝跡の平面表示）
- 寺院建立前（6世紀～7世紀中葉）の遺構の平面表示（掘立柱建物跡、竪穴建物跡の平面表示）

【景観整備】

- 指定地内への芝生など地被植物の植栽
- 多目的活用ゾーンに植栽されている茶の木（チャノキ）について現況活用の検討
- 多目的活用ゾーン北側への低木の植栽（史跡指定境界表示）
- 緑陰確保のための植栽をすることへの検討



興道寺廃寺跡の茶の木

【案内・解説】

- 南門跡や多目的ゾーン付近への史跡指定標柱や地形・伽藍模型、屋外パンフレットボックス等の新設

- 既存の案内・総合解説板の撤去と新設
- 主要遺構への名称板や解説板の新設
- 史跡の理解に資する動線を設定し、園路整備および誘導板の新設
- 史跡指定地外から史跡および関連文化財等へ周遊するための誘導板の設置
- 関連文化財等を含め統一したデザインの解説・総合案内板等の設置
- 史跡のガイダンス施設として美浜町歴史文化館の活用を検討

【便益・管理施設】

- ベンチや四阿、トイレ等の休憩施設や便益施設の設置
- 史跡隣接地への来訪者用の駐車場や駐輪場設置の検討
- 美浜町歴史文化館でのレンタサイクル拠点としての整備や関連文化財等の所在地でのレンタサイクルの駐輪場所確保の検討

【公開・活用】

- 史跡の周知と情報発信や学校教育・生涯学習での活用、地域住民による活用、調査・研究の継続と成果の活用の推進

【関連文化財等との有機的な整備活用】

- 史跡を核とした文化財等のネットワーク化・ストーリー化や広域連携と観光への活用

【管理・運営】

- 整備活用体制の充実化、関係行政機関等や庁内の関係各課との連携体制の強化、地域との連携・協働による管理運営



既存の案内・総合解説板の整備状況

5. 事業化に向けた課題の整理と整備スケジュール

【事業化に向けた課題】

- ①農用地利用計画の変更（農業振興地域の除外）の実施
- ②史跡の公有化に向けた協議の推進とその間の維持管理等の推進
- ③保存整備ゾーンにおける発掘調査の推進と、追加指定の推進
- ④本構想の具体的な整備内容の推進と公有化後の整備基本計画策定
- ⑤様々な広報手段を用いた情報発信

【整備スケジュール】

（1）短期事業計画（2020～2024年度）

- 農業振興地域の除外と公有化を優先的に実施
- 仮設の遺構表示や案内・解説板の設置、管理・運営体制の強化
- 調査・研究の継続的な実施と追加指定の推進
- 史跡の公開・活用や関連文化財等との連携のための準備と管理・運営体制の強化

（2）中期事業計画（2025～2029年度）

- 公有化した史跡指定地内の遺構保護に関わる整備の実施
- 樹木剪定や伐採、茶の木の一部保存や管理などの景観に関わる整備の実施
- 史跡の公開・活用や関連文化財等との連携の継続

（3）長期事業計画（2030年度～）

- 整備基本計画の策定後、基本設計・実施設計を行い、その後整備工事を実施
- 追加指定を行った箇所の必要に応じた公有化の推進